

吸収合併に係る会社法上の事後備置書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社エフ・ティー・ジーとの合併について

2022 年 11 月 1 日

TOYO TIRE 株式会社

2022年11月1日

合併に係る事後開示事項

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
TOYO TIRE 株式会社

当社は、2022年8月29日付合併契約に基づき、2022年11月1日をもって、株式会社エフ・ティー・ジーとの間で吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、以下の通りです。

1. 合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年11月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条および第787条の規定ならびに同法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

株式会社エフ・ティー・ジーが発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

株式会社エフ・ティー・ジーが発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

株式会社エフ・ティー・ジーは、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、本合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

株式会社エフ・ティー・ジーは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2022年9月9日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、同法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2022 年 9 月 9 日付の官報および電子公告において、債権者に対し、本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は、株式会社エフ・ティー・ジーの資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 合併の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2022 年 11 月 1 日（予定）
7. 上記のほか、合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別 添

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた
書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

吸収合併契約に関する備置書類

(会社法第 782 条第 1 項に定める書面)

TOYO TIRE 株式会社との合併について

2022 年 9 月 9 日

株式会社エフ・ティー・ジー

2022年9月9日

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
株式会社エフ・ティー・ジー

当社を合併消滅会社、TOYO TIRE 株式会社(兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号)を合併存続会社とする合併手続に関する、会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記の通りです。

1. 合併契約(会社法782条第1項)
別紙1の通り、2022年8月29日付で、合併契約を締結いたしました。
2. 対価の相当性及び割当の相当性
合併存続会社である TOYO TIRE 株式会社は、当社の発行済株式の全てを保有しているため、合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。
3. 新株予約権の承継に関する相当性
当社は、新株予約権を発行していません。
4. 合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項
別紙2の通り。
5. 合併存続会社の重要な後発事象に関する事項
政策保有株式の更なる縮減を行うことを目的として、TOYO TIRE 株式会社は、2022年7月27日に開催された取締役会において TOYO TIRE 株式会社が発行する政策保有株式の一部を売却することを決議し、売却する予定であります。当該事象により、投資有価証券売却益12,000百万円(見込)を特別利益に計上する予定であります。
6. 当社の重要な後発事象に関する事象
当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
7. 債務履行の見込みに関する事項
当社及び合併存続会社の直近の貸借対照表をもとに、資産の額及び負債の額等について検討した結果、合併の効力発生日以後における当社の債務については、その履行の見込は充分あるものと考えております。

吸収合併契約書



吸収合併契約書

TOYO TIRE 株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社エフ・ティー・ジー（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次の通り契約を締結する。

（合併の方式）

第一条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

② 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 TOYO TIRE 株式会社

住所 兵庫県伊丹市藤ノ木二丁目 2 番 13 号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社エフ・ティー・ジー

住所 兵庫県伊丹市藤ノ木二丁目 2 番 13 号

③ 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

④ 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第二条 吸収合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2022 年 11 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第三条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第四条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の継承）

第五条 乙は、最終事業年度末日である 2021 年 12 月 31 日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

② 乙は、最終事業年度末日の翌日である 2022 年 1 月 1 日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

(善管注意義務)

第六条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第七条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第八条 本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第九条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有し、乙はその写しを保有する。

2022年8月29日

(甲) TOYO TIRE 株式会社

代表取締役 清水隆史



(乙) 株式会社エフ・ティー・ジー

代表取締役 中村耕士



合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

売上高
393,647百万円
前期比 14.5%増

営業利益
53,080百万円
前期比 46.1%増

経常利益
55,909百万円
前期比 81.0%増

親会社株主に帰属する当期純利益
41,350百万円
前期比 254.0%増

当期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）における経済環境は、米国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたワクチン接種により、経済活動は持ち直しがみられております。欧州では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたワクチン接種により、経済活動は持ち直しがみられていたものの、経済活動再開に伴う回復が一巡し消費者マインドが横ばい基調に変わりつつあります。わが国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で持ち直しの動きがみられます。しかしながら足元では、世界的に新型コロナウイルス感染症の変異株が拡大しており、経済活動に与える影響について引き続き注視する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは2021年を起点とした5カ年の中期経営計画「中計'21」を策定し、その中で掲げた各種経営指標を実現するため、これまで培ってきた得意分野や独自性、研鑽してきた機能別組織機能、変革・強化を図ってきたガバナンスやコンプライアンス体制をベースに置きながら、取り巻く変化に迅速、かつ柔軟に適應する力を当社グループ全体で強化することに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は393,647百万円（前期比49,883百万円増、14.5%増）となり、営業利益は53,080百万円（前期比16,752百万円増、46.1%増）、経常利益は55,909百万円（前期比25,021百万円増、81.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は41,350百万円（前期比29,667百万円増、254.0%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況



タイヤ事業

売上高

354,641百万円

前期比 15.7%増

営業利益

55,089百万円

前期比 43.7%増

売上高構成比

90.1%

北米市場における市販用タイヤについては、OPEN COUNTRY A/TⅢ（オープンカントリー・エーティー・スリー）やNITTO Ridge Grappler（ニットー リッジグラップラー）など当社が強みとしている大口径ライトトラック用タイヤやSUV用タイヤを中心に全カテゴリーの販売が好調であり、販売量は前年度を大きく上回りました。また、値上げや重点商品の拡販による商品ミックスの改善により、売上高は販売量以上に前年度を大きく上回りました。

欧州市場における市販用タイヤについては、採算性を意識した供給戦略の継続、並びに物流遅延等の影響により、販売量は前年度を下回りましたが、需要が回復傾向にある中で値上げや商品ミックス改善等の施策により、売上高は前年度を上回りました。

国内市場における市販用タイヤについては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの前年度より需要が回復傾向にある中で、冬タイヤの重点商品や当社が強みとしているSUV用タイヤの販売に注力したことにより、販売量、売上高ともに前年度を上回りました。

新車用タイヤについては、新型コロナウイルス感染症や半導体不足による自動車メーカーの減産の影響を受けたものの、販売量は前年度を上回りました。一方、車種ミックスや市場ミックスの影響を受け、売上高は前年度並みとなりました。

その結果、タイヤ事業の売上高は354,641百万円（前期比48,032百万円増、15.7%増）、営業利益は55,089百万円（前期比16,746百万円増、43.7%増）となりました。



自動車部品事業

売上高

38,979百万円

前期比 5.0%増

営業損失

2,008 百万円

前期は2,020百万円の損失

売上高構成比

9.9%

自動車部品事業については、半導体不足による自動車メーカーの減産の影響を受けたものの、車種ミックスの改善が進み、売上高は38,979百万円（前期比1,868百万円増、5.0%増）と前年度を上回り、営業損失は2,008百万円（前期は2,020百万円の損失）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire Serbia d.o.o. Beogradの立ち上げ、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.の生産設備増強、デジタル・ITインフラの再構築、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。

その結果、当期の設備投資実施額は総額37,766百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資等の資金は、自己資金、借入金及び社債により賄いました。なお、期末における社債を含めた借入金の総額は125,672百万円で、前期末に比べ17,461百万円増加しております。

4. 対処すべき課題

①中期経営計画の推進

当社グループは、取り巻く事業環境が大きな変革期にある中においても、持続的な成長を実現していくことを企図し、2021年を起点とした5カ年の中期経営計画「中計'21」を策定しました。

タイヤと自動車部品を事業の中核に据え、これまで得意分野で培ってきた独自性、研鑽してきた機能別組織機能、変革・強化を図ってきたガバナンスやコンプライアンス体制をベースに置きながら、変化の激しい環境にも迅速、かつ柔軟に適応する力を当社グループ全体で強化することで、企業ステージのさらなる向上と掲げた経営指標（下表）の実現をめざしてまいります。

| 【経営指標】 | 【目標数値】 | 【達成時期等】 |
|------------|-----------|----------------|
| 連結営業利益率 | 14%超 | 2025年度 |
| 重点商品販売構成比率 | 55%超 | 2025年度 |
| 連結営業利益 | 600億円 | 2025年度 |
| ROE | 12%以上 | 中計'21期間中 |
| 設備投資 | 1,940億円 | 中計'21期間（5カ年）累計 |
| 株主還元 | 配当性向30%以上 | 中計'21期間中 |

中計'21の詳細については、当社ホームページIR情報（<https://www.toyotires.co.jp/ir/>）に掲載の『中期経営計画「中計'21」』をご参照ください。

②サステナビリティの推進

当社グループは、「中計'21」において、持続的な成長を支える経営基盤を構築するための「重要な柱の一つ」としてサステナビリティの推進を位置づけ、取締役会で決定したサステナビリティ方針に基づき、取組みを進めています。2021年は、サステナビリティ経営を強化・推進していくとの宣言のもと、サステナビリティ委員会（委員長：社長）を設置し、7つの重要課題（マテリアリティ）を特定しました。

マテリアリティに紐づく活動テーマを明確化し、それぞれの戦略の実行に向け、各テーマを担う社内横断的なタスクフォースが方針、目標、活動計画（施策）の策定を指揮します。サステナビリティ委員会では、取組み内容や進捗状況を定期的に検証、審議し、適宜指示・助言を行い、すべての活動をブラッシュアップしてまいります。

| 領域 | マテリアリティ |
|--|---------------------------|
| 領域（1）価値創出 顧客・社会へ創出するユニークな価値 | 1. 持続可能なモビリティ社会の実現に寄与する |
| | 2. 豊かなモビリティライフを支え、創造する |
| 領域（2）価値創出を支える基盤 ユニークな価値の創出を支える基盤 | 3. 多様な人財の挑戦と働きがいを創出する |
| | 4. 次世代モビリティの技術革新を続ける |
| 領域（3）リスクマネジメント 創出する価値を最大化するためのリスク対応 | 5. 全企業活動における脱炭素を追求する |
| | 6. サプライチェーンのサステナビリティを促進する |
| | 7. モノづくりの根幹（品質と安全性）を守り抜く |

サステナビリティに関する取組み及び目標設定の詳細については、当社ホームページのサステナビリティサイト (<https://www.toyotires.co.jp/csr/>) をご参照ください。

③免震ゴムの交換・改修工事の遂行

当社及び当社子会社（東洋ゴム化工品株式会社）が製造・販売していた建築用免震積層ゴムの一部において、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合しておらず、また、国土交通大臣認定取得に際して一部に技術的根拠のない申請が行われていた問題が2015年に判明しました。

以後、当該製品の交換改修対応を経営の最優先課題と位置づけ、グループを挙げて取り組んでいます。2021年12月末時点において、対象物件全154棟のうち151棟の工事に着手し、このうち149棟で交換改修を完了しています。引き続き、工事の安全確保を最優先にすべての対象建築物で交換改修を遂行してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | | 2018年度 (第103期) | 2019年度 (第104期) | 2020年度 (第105期) | 2021年度 (第106期) |
|-----------------|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 | (百万円) | 393,220 | 377,457 | 343,764 | 393,647 |
| 経常利益 | (百万円) | 38,379 | 36,645 | 30,887 | 55,909 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 10,553 | 24,482 | 11,682 | 41,350 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 83.11 | 161.41 | 75.89 | 268.62 |
| 総資産 | (百万円) | 469,377 | 468,746 | 445,579 | 531,229 |

(注) 1. 第106期の状況につきましては、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第104期の期首から適用しており、第103期に係る総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

6. 重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|----------------------|----------------|---------------|
| 株式会社トーヨータイヤジャパン | 440百万円 | 100% | 自動車タイヤの販売 |
| Toyo Tire Holdings of Americas Inc. | 210百万米ドル | 100% | 米国タイヤ事業の統括 |
| Toyo Tire U.S.A. Corp. | 25百万米ドル | 100% (100%) | 自動車タイヤの販売 |
| Nitto Tire U.S.A. Inc. | 2百万米ドル | 100% (100%) | 自動車タイヤの販売 |
| Toyo Tire North America Manufacturing Inc. | 150百万米ドル | 100% (100%) | 自動車タイヤの製造及び販売 |
| Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd | 775百万 マレーシアリングgit | 100% | 自動車タイヤの製造及び販売 |
| Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd. | 30百万 マレーシアリングgit | 100% | 自動車タイヤの製造及び販売 |
| 通伊欧輪胎張家港有限公司 | 100百万米ドル | 100% | 自動車タイヤの製造及び販売 |
| Toyo Tire Serbia d.o.o. Beograd | 160百万ユーロ | 100% | 自動車タイヤの製造及び販売 |

(注) 議決権比率の()内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

7. 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、各種タイヤ及び自動車部品の製造・販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

| 事業区分 | 主要製品 |
|-------|---------------------------------------|
| タイヤ | 各種タイヤ（乗用車用、ライトトラック用、トラック・バス用）、その他関連製品 |
| 自動車部品 | 自動車用防振ゴム等 |
| その他の | 国内関係会社に対する融資及び債権の買取、不動産業ほか |

8. 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

(当 社)

| | |
|-------|---|
| 事 務 所 | 本社（兵庫県伊丹市）、東京事務所（東京都品川区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区） |
| 工 場 | 仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）、兵庫事業所（兵庫県加古郡稲美町） |
| 研 究 所 | 基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市） |

(関係会社)

| | |
|-----------------------|---|
| 国 内 | (株)トーヨータイヤジャパン（兵庫県伊丹市）、東洋ゴム化工品(株)（兵庫県加古郡稲美町）、東洋ソフラン(株)（愛知県みよし市）、福島ゴム(株)（福島県福島市）、オリエント工機(株)（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム(株)（京都府綾部市）、トーヨータイヤ物流(株)（兵庫県伊丹市）、昌和不動産(株)（兵庫県伊丹市） |
| 北 米 | Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America OE Sales LLC、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、Toyo Automotive Parts (USA), Inc.（以上、米国）、Toyo Tire Canada Inc.（カナダ）、NT Mexico S. de R.L. de C.V.（メキシコ） |
| 海 外 欧 州 ・ ユーラシア | Toyo Tyre Europe GmbH、Toyo Tyre Deutschland GmbH（以上、ドイツ）、Toyo Tyre (UK) Ltd.（イギリス）、Toyo Tyre Benelux B.V.（オランダ）、Toyo Tyre Italia S.p.A.（イタリア）、Toyo Tyre RUS LLC（ロシア）、Toyo Tyre Serbia d.o.o. Beograd（セルビア） |
| ア ジ ア ・ オセアニア | Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd、Toyo Tyre Sales And Marketing Malaysia Sdn. Bhd.（以上、マレーシア）、通伊欧輪胎張家港有限公司、東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、通伊欧輪胎（上海）貿易有限公司（以上、中国）、Toyo Rubber Chemical Products (Thailand) Limited、Toyo Tyre (Thailand) Co.,Ltd.（以上、タイ）、Toyo Tyre Australia PTY LTD（オーストラリア） |

9. 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

| 事業区分 | 従業員数 (名) | 前期末比増減 (名) |
|----------|-----------------|------------|
| タイヤ自動車部品 | 9,971 [1,114] | △954 [30] |
| その他 | 20 [29] | 1 [△1] |
| 全社 (共通) | 333 [57] | 19 [3] |
| 合計 | 10,324 [1,200] | △934 [32] |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時従業員は [] 内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先及び借入額 (2021年12月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 (百万円) |
|--------------|-------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 13,770 |
| 株式会社みずほ銀行 | 9,790 |
| 農林中央金庫 | 6,200 |
| 株式会社新生銀行 | 3,910 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 3,490 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 3,000 |

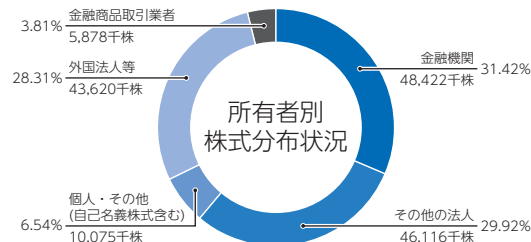
- (注) 1. 上記のほか、主要な借入れとして金融機関延べ4社を借入先とするシンジケートローン (総額20,000百万円) があります。
2. 当社単体の金額を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株

2. 発行済株式の総数 154,111,029株

3. 株主数 10,542名



4. 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------------|----------|----------|
| 三菱商事株式会社 | 30,822 | 20.02 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 19,957 | 12.96 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 9,931 | 6.45 |
| CEP LUX - ORBIS SICAV | 5,085 | 3.30 |
| 株式会社ブリヂストン | 5,000 | 3.24 |
| トヨタ自動車株式会社 | 4,774 | 3.10 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口9) | 3,931 | 2.55 |
| JPMORGAN CHASE BANK 385632 | 3,872 | 2.51 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,823 | 1.83 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 | 1,829 | 1.18 |

(注) 持株比率は、自己名義株式 (171,999株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------|--------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 4,392株 | 6名 |
| 社外取締役 | — | — |
| 監査役 | — | — |

(注) 当社の株式報酬の内容については、「3 会社役員に関する事項 4.取締役及び監査役の報酬等 (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等 (2021年12月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------|--|
| 取締役会長 | 山田 保裕 | |
| 代表取締役社長 | 清水 隆史 | |
| 取締役執行役員 | 光畑 達雄 | 販売統括部門管掌 |
| 取締役執行役員 | 井村 洋次 | 品質環境安全統括部門管掌 |
| 取締役執行役員 | 笹森 建彦 | コーポレート統括部門管掌 |
| 取締役執行役員 | 守屋 学 | 技術統括部門管掌 |
| 取締役 | 森田 研 | |
| 取締役 | 武田 厚 | |
| 取締役 | 米田 道生 | 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役、住友化学株式会社 社外監査役 |
| 常勤監査役 | 武次 聡史 | |
| 常勤監査役 | 矢野 雅夫 | |
| 監査役 | 天野 勝介 | 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士、株式会社青山キャピタル 社外監査役、ロート製菓株式会社 社外監査役 |
| 監査役 | 松葉 知幸 | 松葉・中村法律事務所 弁護士、株式会社大水 社外取締役、特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長 |

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2021年3月30日開催の第105回定時株主総会において、守屋学氏が取締役、松葉知幸氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任した取締役

| 氏名 | (退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況) | (退任年月日) |
|-------|--|----------------|
| 金井 昌之 | 取締役常務執行役員 デジタルイノベーション推進本部長、 免震ゴム対策統括副本部長 | 2021年3月30日任期満了 |

- 取締役のうち、森田研、武田厚、米田道生の各氏は社外取締役であります。
- 監査役のうち、矢野雅夫、天野勝介、松葉知幸の各氏は社外監査役であります。
- 取締役森田研、武田厚、米田道生の各氏、及び監査役矢野雅夫、天野勝介、松葉知幸の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
- 監査役のうち、武次聡史、矢野雅夫の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査役武次聡史氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わってまいりました。
 - ・常勤監査役矢野雅夫氏は、金融機関における長年の経験があります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役及び取締役会長の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別の報酬テーブルに基づき支給する。基本報酬の金額は、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

3. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため重要業績評価指標（KPI）（連結売上高及び連結営業利益）を反映した現金報酬とし、役位別の基準額を基に各事業年度の目標値と個人目標の達成度合い、及び個人の資質の評価に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

4. 株式報酬の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に付与する。具体的金額・株式数は役員報酬全体に占める株式報酬の割合を勘案して決定する。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は取締役の報酬枠の範囲内で、年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とする。

5. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額、及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役会長の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。なお、KPI（前出）が100%達成された場合に報酬の種類ごとの比率が概ね基本報酬：業績連動報酬：株式報酬=57：40：3となるようにする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の手續に関する事項

個人別の報酬等の内容は、取締役会決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。取締役報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が一層強化されるよう、代表取締役社長の作成した取締役報酬等に係る原案は、社外取締役が半数以上を占める指名報酬委員会に諮問され、指名報酬委員会の答申を受けた取締役会は、当該答申の内容を踏まえ代表取締役社長に対する委任の決議を行い、代表取締役社長は、当該決議に基づき指名報酬委員会の答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取 締 役 | 307 | 181 | 117 | 8 | 10 |
| 監 査 役 | 49 | 49 | — | — | 4 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記業績連動報酬等の総額は、当期において計上した役員賞与引当金の額であります。
3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）6名に対する基本報酬57百万円が含まれております。
4. 上記には、2021年3月30日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役0名）を含んでおります。
5. 業績連動報酬等に係る指標は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
当事業年度における業績連動報酬等に係る指標の目標及び達成状況については、年度計画に掲げております目標の連結売上高372,000百万円、連結営業利益44,000百万円に対し、実績は連結売上高393,647百万円、連結営業利益53,080百万円となりました。
6. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 会社の株式に関する事項 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
7. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月27日開催の第104回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。また、金銭報酬枠の範囲内で、同株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役は3名）です。
8. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
9. 取締役会は、代表取締役社長清水隆史氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

5. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等 (2021年12月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|------|--|
| 常務執行役員 | 水谷友重 | Nitto Tire U.S.A. Inc. 会長 & CEO、 Toyo Tire North America OE Sales LLC 社長 & CEO、 販売統括部門 米州事業推進本部長 |
| 常務執行役員 | 金井昌之 | DX・業務システム統括部門管掌、免震ゴム対策統括本部長 |
| 執行役員 | 鈴木伊織 | Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長 & CEO |
| 執行役員 | 宮崎祐次 | 生産統括部門管掌 |
| 執行役員 | 蓮見清仁 | 事業統括部門管掌 |
| 執行役員 | 高橋英明 | 品質環境安全統括部門 品質保証本部長 |
| 執行役員 | 瀧脇将雄 | コーポレート統括部門 コンプライアンス・リーガル本部長 コンプライアンス推進部長 |
| 執行役員 | 下村哲生 | DX・業務システム統括部門 DX推進本部長 |
| 執行役員 | 栗林健太 | Toyo Tire Europe GmbH 社長、 Toyo Tire Serbia d.o.o. Beograd 社長、 Toyo Tire RUS LLC 会長 |
| 執行役員 | 水谷保 | 技術統括部門 技術開発本部長 |

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位 | 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|-------|------|--|
| 社外取締役 | 米田道生 | 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役、住友化学株式会社 社外監査役 |
| 社外監査役 | 天野勝介 | 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士、株式会社青山キャピタル 社外監査役、 ロート製薬株式会社 社外監査役 |
| 社外監査役 | 松葉知幸 | 松葉・中村法律事務所 弁護士、株式会社大水 社外取締役、特定非営利活動法人 消費者ネット関西 理事長 |

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 出席状況 | | 主な活動状況 |
|-----------|---------|---------|---------|--|
| | | 取締役会 | 監査役会 | |
| 社 外 取 締 役 | 森 田 研 | 17回中17回 | — | 松下プラズマディスプレイ株式会社の社長、及びパナソニック株式会社の代表取締役専務を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。 |
| 社 外 取 締 役 | 武 田 厚 | 17回中17回 | — | 新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）の取締役、及び日鉄鋼板株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。 |
| 社 外 取 締 役 | 米 田 道 生 | 17回中17回 | — | 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長、及び株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループ最高執行役責任者を務められるなど経営者としての豊富な経験を活かして、積極的に発言を行っており、独立した立場で当社の経営への助言・提言や業務執行に対する適切な監督を行うという期待される役割を果たしています。 |
| 社 外 監 査 役 | 矢 野 雅 夫 | 17回中17回 | 13回中13回 | 主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 天 野 勝 介 | 17回中17回 | 13回中13回 | 主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。 |
| 社 外 監 査 役 | 松 葉 知 幸 | 13回中13回 | 10回中10回 | 主に弁護士としての豊富な経験と高い知見から、適宜発言を行っており、独立した客観的な立場で監査を行っております。 |

(注) 監査役松葉知幸氏の出席状況は、2021年3月30日就任後の状況を記載しております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

| | |
|--|--------|
| (1) 当期に係る報酬等の額 | 97百万円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 111百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、会計・税務等に関するアドバイザリー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。当社が定める内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
- ② チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反又はその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止又は改善命令を出すことができる。
- ③ CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
- ④ 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
- ⑤ 従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保する、匿名の通報を認める、社外からの通報を受け付けるなど必要な情報が上がり易い体制を整備・維持する。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、各種専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの「危機管理規程」に基づいて、コーポレート統括部門管掌が、危機管理統括として、危機管理体制を統括する。また、当社グループに重大な影響を及ぼすことが想定される重要危機事象ごとに危機管理責任者を定め、平時及び有事の対応策の策定、並びにその実施について管理、統括する。
- ② 各重要危機事象については、その対応手順を定めた「個別対応マニュアル」を作成し、平時におけるリスクの評価・分析及び発生防止活動、並びに有事における復旧活動などの実施事項について定め、リスクの回避、軽減を図る。
- ③ 当社は、重要危機事象が発生した場合、「危機管理マニュアル」に従い危機管理統括が緊急対策会議を招集し、速やかに緊急対策本部を設置の上、解決を図るために適切な措置を講じる。
- ④ 経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、経営会議、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- ③ 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「TOYO TIREグループ企業行動憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ② 当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- ④ 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、取締役、監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ② 当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(8) その他当社の監査役が監査を実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- ② 役員・従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

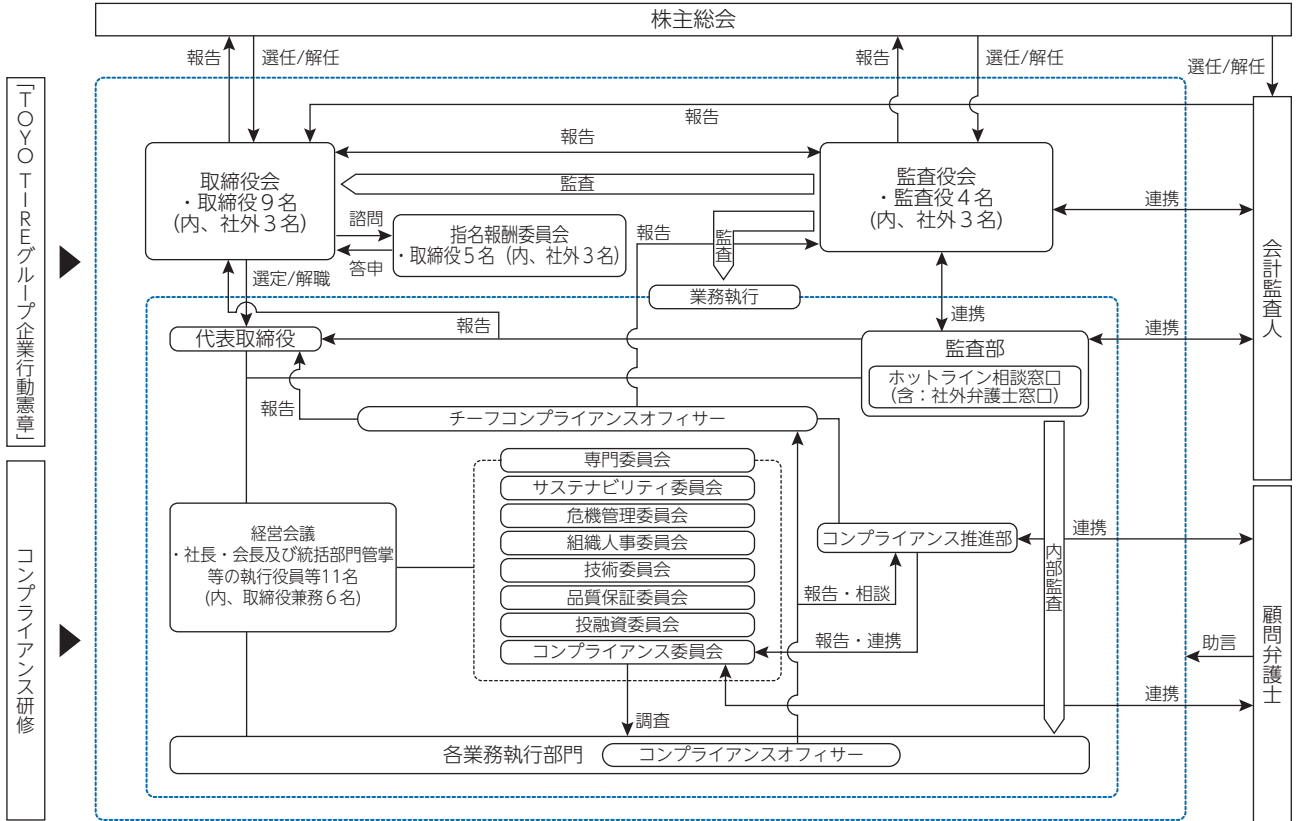
監査役職務の執行について生ずる合理的な費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

(ご参考) 任意の指名報酬委員会の設置について

当社は、取締役の人事・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しております。

- (1) 責務：取締役会の諮問機関として、取締役の人事・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言・答申を行います。
- (2) 構成：取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成します。ただし、委員の半数以上は社外取締役とし、委員長は委員の中から取締役会の決議で選任します。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2021年12月31日現在)



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

業務の適正を確保するための体制として、コンプライアンス委員会とコンプライアンスオフィサー制度があります。

コンプライアンス委員会は当社グループにおけるコンプライアンスの推進、充実強化を図るための協議・検討・決議機関として、当期は4回開催し、年度方針の進捗確認や対応課題について議論を行いました。

コンプライアンスオフィサー制度については、その機能を維持・強化するため、組織改正に対応したコンプライアンスオフィサー及びコンプライアンスリーダーの体制を見直し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を行いました。

更に、全従業員による行動基準ハンドブックの読み合わせとコンプライアンス遵守に関する誓約書の提出、チーフコンプライアンスオフィサーのメッセージやコンプライアンス通信の定期的な配信などの啓発活動、国内外でのeラーニングや各職場での小集団活動などの教育活動を引き続き実施するとともに、コンプライアンス事案の報告体制、社内外の「ホットライン相談窓口」を効果的に活用することにより、法令違反・不正行為の未然防止・早期発見に努めております。

②取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当期については、臨時も含め17回開催しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③リスク管理体制

当社は、当期におきまして、危機管理委員会を定期開催することにより、各個別危機事象の改善状況の定期的な進捗管理、現行の「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」に基づいたシミュレーション実施による問題点の抽出や改善、実際に発生した災害等への対応状況のレビュー等を行ってまいりました。加えて、外部コンサルタントを起用した、地震発生時を想定したシミュレーションにより、現行危機管理マニュアル・自然災害対応マニュアルのさらなる改善点を抽出し、必要な改定を実施いたしました。今後も危機管理委員会の定期開催及び想定される危機事象に対応するための「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」の整備と拡充に努め、重大なリスクが発生した場合、当該マニュアルに従い最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を引き続き構築してまいります。

更に、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため、全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用しております。

④グループ会社経営管理体制

当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき実施しております。グループ会社毎に、適正、効率的な経営ができるよう管理指導する主管部署を定め、当該本部長が管理者となり、「関係会社管理規定」に則った適切な運用を行っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤監査役

監査役は、監査役会を原則月1回開催し、情報共有を行っており、当期については臨時も含め13回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき内部監査を行い、監査実施部門へのフィードバックを行っております。

加えて、取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。また、定期的にグループ会社の取締役会にも出席し、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。

監査役は、監査部と連携するだけでなく代表取締役・取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下「買付者」といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 当期 (2021年12月31日現在) | 前期 (ご参考) (2020年12月31日現在) | 科目 | 当期 (2021年12月31日現在) | 前期 (ご参考) (2020年12月31日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
| 流動資産 | 236,833 | 180,739 | 流動負債 | 135,350 | 108,643 |
| 現金及び預金 | 55,615 | 37,650 | 支払手形及び買掛金 | 34,004 | 29,666 |
| 受取手形及び売掛金 | 83,292 | 72,598 | コマーシャル・ペーパー | 27,000 | 6,000 |
| 商品及び製品 | 57,332 | 40,061 | 短期借入金 | 13,196 | 16,200 |
| 仕掛品 | 3,882 | 3,030 | 未払金 | 24,053 | 21,580 |
| 原材料及び貯蔵品 | 19,733 | 12,690 | 未払法人税等 | 6,774 | 1,766 |
| その他 | 17,334 | 15,050 | 役員賞与引当金 | 117 | 100 |
| 貸倒引当金 | △ 356 | △ 343 | 返品調整引当金 | 306 | 313 |
| 固定資産 | 294,395 | 264,839 | 製品補償引当金 | 4,460 | 9,192 |
| 有形固定資産 | 226,606 | 200,707 | その他 | 25,436 | 23,823 |
| 建物及び構築物 | 65,209 | 62,309 | 固定負債 | 115,723 | 114,242 |
| 機械装置及び運搬具 | 101,901 | 92,574 | 社債 | 10,000 | — |
| 工具、器具及び備品 | 9,416 | 8,938 | 長期借入金 | 75,476 | 86,010 |
| 土地 | 19,032 | 19,495 | 役員退職慰労引当金 | 9 | 7 |
| リース資産 | 537 | 681 | 環境対策引当金 | 88 | 92 |
| 使用権資産 | 4,504 | 3,886 | 製品補償引当金 | 4,705 | 9,126 |
| 建設仮勘定 | 26,003 | 12,821 | 退職給付に係る負債 | 3,829 | 5,437 |
| 無形固定資産 | 6,325 | 4,851 | 繰延税金負債 | 16,868 | 10,057 |
| ソフトウェア | 5,882 | 4,335 | その他 | 4,745 | 3,509 |
| その他 | 442 | 515 | 負債合計 | 251,073 | 222,885 |
| 投資その他の資産 | 61,464 | 59,280 | 純資産の部 | | |
| 投資有価証券 | 49,921 | 39,986 | 株主資本 | 235,242 | 201,159 |
| 長期貸付金 | 150 | 178 | 資本金 | 55,935 | 55,935 |
| 退職給付に係る資産 | 4,229 | 1,032 | 資本剰余金 | 54,330 | 54,504 |
| 繰延税金資産 | 2,510 | 6,913 | 利益剰余金 | 125,119 | 90,866 |
| その他 | 4,755 | 11,272 | 自己株式 | △ 143 | △ 146 |
| 貸倒引当金 | △ 103 | △ 104 | その他の包括利益累計額 | 44,712 | 19,616 |
| 資産合計 | 531,229 | 445,579 | その他有価証券評価差額金 | 26,450 | 19,086 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | △ 17 | 3 |
| | | | 為替換算調整勘定 | 11,428 | △ 2,609 |
| | | | 退職給付に係る調整累計額 | 6,850 | 3,136 |
| | | | 非支配株主持分 | 201 | 1,918 |
| | | | 純資産合計 | 280,155 | 222,694 |
| | | | 負債及び純資産合計 | 531,229 | 445,579 |

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 当 期 | 前 期 (ご参考) |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (2021年1月1日から 2021年12月31日まで) | (2020年1月1日から 2020年12月31日まで) |
| 売上高 | 393,647 | 343,764 |
| 売上原価 | 232,606 | 220,524 |
| 売上総利益 | 161,041 | 123,239 |
| 販売費及び一般管理費 | 107,960 | 86,911 |
| 営業利益 | 53,080 | 36,328 |
| 営業外収益 | 8,691 | 3,295 |
| 受取利息及び配当金 | 1,729 | 1,588 |
| 為替差益 | 5,090 | — |
| 持分法投資利益 | 167 | 59 |
| 雑益 | 1,705 | 1,647 |
| 営業外費用 | 5,863 | 8,736 |
| 支払利息 | 1,458 | 1,747 |
| 為替差損 | — | 4,059 |
| 雑損 | 4,405 | 2,928 |
| 経常利益 | 55,909 | 30,887 |
| 特別利益 | 4,639 | 1,265 |
| 固定資産売却益 | 4,280 | — |
| 投資有価証券売却益 | 358 | 1,265 |
| 特別損失 | 3,185 | 16,452 |
| 固定資産除却損 | 487 | 499 |
| 投資有価証券売却損 | 92 | — |
| 減損損失 | 1,136 | 6,033 |
| 関係会社整理損 | — | 1,159 |
| 製品補償対策費 | 1,083 | 2,942 |
| 製品補償引当金繰入額 | — | 4,235 |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | 385 | 1,581 |
| 税金等調整前当期純利益 | 57,362 | 15,700 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,605 | 5,048 |
| 法人税等調整額 | 5,292 | △ 1,224 |
| 当期純利益 | 41,465 | 11,876 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 114 | 193 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 41,350 | 11,682 |

連結株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 55,935 | 54,504 | 90,866 | △ 146 | 201,159 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 6,927 | | △ 6,927 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 41,350 | | 41,350 |
| 連結範囲の変動 | | | △ 170 | | △ 170 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 2 | △ 2 |
| 自己株式の処分 | | 8 | | 5 | 14 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | △ 181 | | | △ 181 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △ 173 | 34,253 | 3 | 34,082 |
| 当期末残高 | 55,935 | 54,330 | 125,119 | △ 143 | 235,242 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 非 株 主 持 分 | 純資産合計 |
|---------------------|------------------|-------------|-----------------|------------------|-------------------|-----------------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換 算調 整額 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 19,086 | 3 | △ 2,609 | 3,136 | 19,616 | 1,918 | 222,694 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △ 6,927 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 41,350 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | △ 170 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △ 2 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | 14 |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減 | | | | | | | △ 181 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 7,363 | △ 20 | 14,038 | 3,714 | 25,095 | △ 1,716 | 23,378 |
| 当期変動額合計 | 7,363 | △ 20 | 14,038 | 3,714 | 25,095 | △ 1,716 | 57,461 |
| 当期末残高 | 26,450 | △ 17 | 11,428 | 6,850 | 44,712 | 201 | 280,155 |

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 当期 (2021年12月31日現在) | 前期 (ご参考) (2020年12月31日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | 108,465 | 90,162 |
| 現金及び預金 | 2,011 | 2,667 |
| 受取手形 | 858 | 1,242 |
| 売掛金 | 72,182 | 53,800 |
| 商品及び製品 | 12,370 | 9,642 |
| 仕掛品 | 1,703 | 1,222 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5,730 | 3,949 |
| 前払費用 | 820 | 804 |
| その他 | 12,786 | 16,834 |
| 固定資産 | 236,540 | 206,145 |
| 有形固定資産 | 68,256 | 65,980 |
| 建物 | 20,031 | 18,665 |
| 構築物 | 993 | 922 |
| 機械及び装置 | 24,471 | 19,756 |
| 車輛運搬具 | 243 | 182 |
| 工具、器具及び備品 | 7,185 | 6,334 |
| 土地 | 12,845 | 13,371 |
| リース資産 | 375 | 474 |
| 建設仮勘定 | 2,111 | 6,273 |
| 無形固定資産 | 5,422 | 3,885 |
| ソフトウェア | 5,362 | 3,823 |
| その他 | 60 | 61 |
| 投資その他の資産 | 162,860 | 136,279 |
| 投資有価証券 | 47,850 | 38,122 |
| 関係会社株式 | 63,370 | 62,870 |
| 関係会社出資金 | 31,069 | 14,994 |
| 長期貸付金 | 30,087 | 20,232 |
| 繰延税金資産 | — | 6,960 |
| その他 | 3,598 | 3,687 |
| 貸倒引当金 | △ 13,116 | △ 10,589 |
| 資産合計 | 345,005 | 296,308 |

| 科目 | 当期 (2021年12月31日現在) | 前期 (ご参考) (2020年12月31日現在) |
|------------------|-----------------------|-----------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | 85,203 | 62,074 |
| 電子記録債務 | 4,728 | — |
| 買掛金 | 22,560 | 20,713 |
| コマーシャル・ペーパー | 27,000 | 6,000 |
| 短期借入金 | 7,411 | 7,313 |
| リース債務 | 113 | 118 |
| 未払金 | 8,909 | 12,642 |
| 未払費用 | 4,030 | 3,522 |
| 未払法人税等 | 3,631 | 522 |
| 前受金 | — | 128 |
| 預り金 | 1,998 | 1,800 |
| 役員賞与引当金 | 117 | 100 |
| 製品補償引当金 | 4,460 | 9,192 |
| その他 | 239 | 18 |
| 固定負債 | 91,117 | 88,764 |
| 社債 | 10,000 | — |
| 長期借入金 | 67,780 | 71,980 |
| リース債務 | 261 | 356 |
| 退職給付引当金 | 7,025 | 6,671 |
| 環境対策引当金 | 87 | 88 |
| 製品補償引当金 | 4,705 | 9,126 |
| 繰延税金負債 | 813 | — |
| その他 | 443 | 541 |
| 負債合計 | 176,321 | 150,838 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | 142,981 | 127,083 |
| 資本金 | 55,935 | 55,935 |
| 資本剰余金 | 53,970 | 53,962 |
| 資本準備金 | 33,071 | 33,071 |
| その他資本剰余金 | 20,899 | 20,890 |
| 利益剰余金 | 33,218 | 17,332 |
| その他利益剰余金 | 33,218 | 17,332 |
| 固定資産圧縮積立金 | 1,190 | 1,338 |
| 繰越利益剰余金 | 32,027 | 15,994 |
| 自己株式 | △ 143 | △ 146 |
| 評価・換算差額等 | 25,703 | 18,385 |
| その他有価証券評価差額金 | 25,720 | 18,381 |
| 繰延ヘッジ損益 | △ 17 | 3 |
| 純資産合計 | 168,684 | 145,469 |
| 負債及び純資産合計 | 345,005 | 296,308 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 当 期 | 前 期 (ご参考) |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | (2021年1月1日から 2021年12月31日まで) | (2020年1月1日から 2020年12月31日まで) |
| 売上高 | 226,324 | 184,998 |
| 売上原価 | 143,118 | 123,378 |
| 売上総利益 | 83,205 | 61,619 |
| 販売費及び一般管理費 | 57,203 | 41,330 |
| 営業利益 | 26,002 | 20,289 |
| 営業外収益 | 12,324 | 4,282 |
| 受取利息及び配当金 | 6,149 | 3,752 |
| 雑益 | 6,175 | 530 |
| 営業外費用 | 2,724 | 6,198 |
| 支払利息 | 665 | 736 |
| 雑損 | 2,058 | 5,461 |
| 経常利益 | 35,603 | 18,374 |
| 特別利益 | 342 | 1,255 |
| 投資有価証券売却益 | 342 | 1,255 |
| 特別損失 | 5,224 | 16,801 |
| 固定資産除却損 | 440 | 453 |
| 投資有価証券売却損 | 92 | — |
| 減損損失 | 1,080 | 762 |
| 製品補償対策費 | 1,083 | 2,942 |
| 製品補償引当金繰入額 | — | 4,235 |
| 新型コロナウイルス感染症による損失 | — | 202 |
| 関係会社株式評価損 | — | 7,198 |
| 関係会社貸倒引当金繰入額 | 2,527 | 1,006 |
| 税引前当期純利益 | 30,721 | 2,828 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,362 | 388 |
| 法人税等調整額 | 4,545 | 235 |
| 当期純利益 | 22,813 | 2,204 |

株主資本等変動計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|----------|-----------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金計 |
| | | | | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 55,935 | 33,071 | 20,890 | 53,962 | 1,338 | 15,994 | 17,332 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 6,927 | △ 6,927 |
| 当期純利益 | | | | | | 22,813 | 22,813 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 8 | 8 | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △ 147 | 147 | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 8 | 8 | △ 147 | 16,033 | 15,886 |
| 当期末残高 | 55,935 | 33,071 | 20,899 | 53,970 | 1,190 | 32,027 | 33,218 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|-------|---------|--------------|---------|------------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 146 | 127,083 | 18,381 | 3 | 18,385 | 145,469 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 6,927 | | | | △ 6,927 |
| 当期純利益 | | 22,813 | | | | 22,813 |
| 自己株式の取得 | △ 2 | △ 2 | | | | △ 2 |
| 自己株式の処分 | 5 | 14 | | | | 14 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | － | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 7,338 | △ 20 | 7,317 | 7,317 |
| 当期変動額合計 | 3 | 15,897 | 7,338 | △ 20 | 7,317 | 23,215 |
| 当期末残高 | △ 143 | 142,981 | 25,720 | △ 17 | 25,703 | 168,684 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松山 和弘 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉形 圭右 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤本 裕人 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYO TIRE 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表[連結貸借対照表に関する注記]3. 偶発債務に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築物免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松山 和弘 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉形 圭右 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤本 裕人 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表[貸借対照表に関する注記]3. 偶発債務(2)に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。監査役会としては、今後も内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- ④ 当社は2015年3月に免震積層ゴムが大臣認定に適合していない問題を開示しました。監査役会は、免震ゴム問題の再発防止策が確実に遂行され、成果が表れていることを確認しており、今後も再発防止策に関する取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。
- ⑤ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年2月14日

TOYO TIRE株式会社 監査役会

常勤監査役 武次 聡史 ㊟

常勤監査役 矢野 雅夫 ㊟

監査役 天野 勝介 ㊟

監査役 松葉 知幸 ㊟

注) 常勤監査役矢野雅夫、監査役天野勝介及び監査役松葉知幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第106回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

TOYO TIRE 株式会社

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.toyotires.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等]

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 38社 主要子会社名…Toyo Tire U.S.A. Corp.、
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd、
㈱トーヨータイヤジャパン、
Toyo Tire Serbia d.o.o. Beograd
前連結会計年度において非連結子会社であったToyo Tire Serbia d.o.o. Beogradは、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 4社 主要関連会社名…正東機械（昆山）有限公司
(2) 持分法を適用していない関連会社の名称
主要関連会社名…南九州トーヨータイヤ(株)
(持分法を適用していない理由)
持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの ……移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）…定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

④使用権資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- ③返品調整引当金……………スノータイヤの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく将来の返品損失見込額を計上しております。
- ④役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤環境対策引当金……………P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- ⑥製品補償引当金……………当社製品に関する改修工事費用等の対策費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ①ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象

| | |
|----------------|-----------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 為替予約・通貨オプション | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ・金利オプション | 借入金 |
- ③ヘッジ方針
当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 免震ゴム問題に係る製品補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

9,166百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しております。

当連結会計年度においては、今後発生が見込まれる改修工事費用等については、見積書又は社内の査定結果等に基づいて算定しております。

なお、社内の査定等にあたっては、それぞれの改修工事毎に、交換基数、過去の工事実績等の前提条件を織り込んでおります。

ただし、改修工事については個別性が高いことから、今後の改修工事費用算定の前提条件が変更された場合等、今後の交換工事の進捗等の状況により、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

1,136百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、資産、又は、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。当社グループは、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、賃貸資産、売却等処分の意思決定がされた資産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。自動車部品事業は2期連続して営業赤字であり減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判定しております。検討の結果、当該事業について割引前将来キャッシュ・フローの合計額が当該事業の固定資産の帳簿価額を下回ると判断されたため、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額)まで減額し減損損失として計上しております。減損損失の認識の要否判定に用いられる自動車部品事業の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、市場動向を考慮した販売数量予測等を仮定として織り込んでおります。これらの仮定を含む将来予測は不確実性を伴い事業計画の変更や市場環境の変化等が起こった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[追加情報]

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、業績に大きな影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、本感染症の影響につきましては、翌

連結会計年度において徐々に収束していくという仮定のもとに、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

[未適用の会計基準等]

当社及び国内連結子会社

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

在外連結子会社

2021年12月31日までに公表されている主な会計基準等の新設又は改定について、適用していないものは以下のとおりです。

なお、当該会計基準等の適用による影響額は、評価中であります。

| 会計基準等の名称 | 概要 | 適用予定日 |
|---------------------------------|----------------|-----------------|
| 「リース」 (米国会計基準 ASU 第2016-02号) | リースに関する会計処理を改訂 | 2022年12月期より適用予定 |

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

有形固定資産 18,600百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

375,460百万円

3. 偶発債務

当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、2015年12月期において、出荷していた製品の一部（納入物件数154棟、納入基数2,907基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない等の事実が判明いたしました。

当社は、原則として当該製品について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しております。

なお、改修工事費用について、既に見積書等により金額が判明している物件（152棟、納入基数2,875基）については個別引当を行い、その他の物件については社内の査定結果等に基づいて個別引当を行っております。ただし、物件毎の改修工事については個別性が高いことから、今後の改修工事費用算定の前提条件が変更された場合等、追加で判明する改修工事費用の金額が既引当額を超過する可能性があります。また、営業補償や遅延損害金等の賠償金の中には、現時点では金額を合理的に見積もることが困難なものがあります。

したがって、翌連結会計年度以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社グループは、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、賃貸資産、売却等処分の意思決定がされた資産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額(百万円) |
|---------|-----------|------------|---------|
| 三重県員弁郡他 | 自動車部品製造設備 | 機械装置及び運搬具他 | 613 |
| 大阪府岸和田市 | 処分資産 | 土地 | 273 |
| 三重県桑名市他 | 遊休資産 | 土地、建物及び構築物 | 248 |
| 合計 | | | 1,136 |

三重県員弁郡他における自動車部品製造設備については、自動車部品の製造及び販売を行っている当社及び国内子会社において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具343百万円、工具、器具及び備品209百万円、建設仮勘定44百万円、建物及び構築物1百万円、ソフトウェア14百万円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額をもって評価しております。

大阪府岸和田市における処分資産については、処分を実施した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却価額により算定しております。

三重県桑名市他における遊休資産については、今後の使用見込みがなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

2. 製品補償対策費

当連結会計年度に発生した免震ゴム問題に係る改修工事費用等の対策費用を製品補償対策費として特別損失に計上しております。

3. 新型コロナウイルス感染症による損失

当社グループの在外連結子会社における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を背景とした各国政府等の要請に基づき操業停止した期間の人件費や減価償却費等を特別損失に計上しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当期末における発行済株式の種類及び株式総数

| | |
|------|--------------|
| 普通株式 | 154,111,029株 |
|------|--------------|

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①2021年3月30日開催の定時株主総会決議による配当

| | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 3,848百万円 |
| 1株当たり配当額 | 25円 |
| 基準日 | 2020年12月31日 |
| 効力発生日 | 2021年3月31日 |

②2021年8月10日開催の取締役会決議による配当

| | |
|----------|------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当金の総額 | 3,078百万円 |
| 1株当たり配当額 | 20円 |
| 基準日 | 2021年6月30日 |
| 効力発生日 | 2021年9月8日 |

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末日後となるもの

(2022年3月25日開催予定の定時株主総会決議による配当)

| | |
|----------|-------------|
| 株式の種類 | 普通株式 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 配当金の総額 | 8,620百万円 |
| 1株当たり配当額 | 56円 |
| 基準日 | 2021年12月31日 |
| 効力発生日 | 2022年3月28日 |

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「債権管理規定」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

コマーシャル・ペーパー、借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、借入金の金利変動リスクを回避するために固定金利での調達を行い、また外貨建資産及び負債に係る為替相場の変動による損失を回避するために為替予約取引等を利用しております。これらのデリバティブ取引については、主として当社の内部規定に則って行っており、当該規定に記載のない目的で行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 (※) | 時価 (※) | 差額 |
|------------------------|--------------------|----------|------|
| ① 現金及び預金 | 55,615 | 55,615 | — |
| ② 受取手形及び売掛金 | 83,292 | 83,292 | — |
| ③ 投資有価証券 その他有価証券 | 48,309 | 48,309 | — |
| ④ 支払手形及び買掛金 | (34,004) | (34,004) | — |
| ⑤ コマーシャル・ペーパー | (27,000) | (27,000) | — |
| ⑥ 短期借入金 | (1,675) | (1,675) | — |
| ⑦ 社債 | (10,000) | (10,022) | 22 |
| ⑧ 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む） | (86,997) | (86,406) | △591 |
| ⑨ デリバティブ取引 | (24) | (24) | — |

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、⑤ コマーシャル・ペーパー、並びに⑥ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 社債

これらの時価については、市場価格に基づき算定しております。

⑧ 長期借入金（一年内返済長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

⑨ デリバティブ取引

為替予約の振当処理は、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

（注2）非上場株式等（連結貸借対照表計上額 1,612百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

| | |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額 | 1,818円60銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 268円 62銭 |

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

[その他]

該当事項はありません。

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 環境対策引当金……………P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (5) 製品補償引当金……………当社の製品に関する改修工事費用等の対策費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|----------------|-----------|
| 為替予約・通貨オプション | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ・金利オプション | 借入金 |

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額又はキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

8. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 免震ゴム問題に係る製品補償引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

9,166百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

1,080百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」と同一のため、注記を省略しております。

[追加情報]

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、業績に大きな影響を受けております。新型コロナウイルス感染症の収束時期等を正確に予測することは困難な状況ではありますが、本感染症の影響につきましては、翌事業年度において徐々に収束していくという仮定のもとに、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

有形固定資産 18,602百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 221,521百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社等の銀行借入金ほかに対する保証額 121百万円

(2) 当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売しておりましたが、2015年12月期において、出荷していた製品の一部（納入物件数154棟、納入基数2,907基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない等の事実が判明いたしました。

当社は、原則として当該製品について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しております。

なお、改修工事費用について、既に見積書等により金額が判明している物件（152棟、納入基数2,875基）については個別引当を行い、その他の物件については社内の査定結果等に基づいて個別引当を行っております。ただし、物件毎の改修工事については個別性が高いことから、今後の改修工事費用算定の前提条件が変更された場合等、追加で判明する改修工事費用の金額が既引当額を超過する可能性があります。また、営業補償や遅延損害金等の賠償金の中には、現時点では金額を合理的に見積もることが困難なものがあります。

したがって、翌事業年度以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性があります。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

| | | | |
|--------|-----------|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 70,068百万円 | 短期金銭債務 | 8,773百万円 |
| 長期金銭債権 | 29,973百万円 | | |

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 180,098百万円

仕入高等 34,040百万円

営業取引以外の取引高 5,254百万円

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、賃貸資産、売却等処分意思決定がされた資産及び将来の使用が見込まれていない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

| 場所 | 用途 | 種類 | 金額(百万円) |
|---------|-----------|---------|---------|
| 三重県員弁郡他 | 自動車部品製造設備 | 機械及び装置他 | 558 |
| 大阪府岸和田市 | 処分資産 | 土地 | 273 |
| 三重県桑名市 | 遊休資産 | 土地及び建物 | 248 |
| 合計 | | | 1,080 |

三重県員弁郡他における自動車部品製造設備については、自動車部品の製造及び販売を行っている当社において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、減損の兆候が認められたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置327百万円、建設仮勘定51百万円、工具、器具及び備品172百万円、ソフトウェア6百万円です。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

大阪府岸和田市における処分資産については、処分を実施した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、契約に基づく売却価額により算定しております。

三重県桑名市における遊休資産については、今後の使用見込みがなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

3. 製品補償対策費

当事業年度に発生した免震ゴム問題に係る改修工事費用等の対策費用を製品補償対策費として特別損失に計上しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|-------|---------|-------|-------|---------|
| 普通株式 | 177,702 | 1,511 | 7,214 | 171,999 |

(変動事由の概要)

増加1,511株は、単元未満株式買取によるものです。

減少7,214株は、譲渡制限付株式報酬及び単元未満株式買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|---------------|----------|
| 製品補償引当金 | 2,803百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,839 |
| 子会社株式評価損 | 5,377 |
| 貸倒引当金 | 4,013 |
| 減価償却超過額 | 1,712 |
| その他 | 4,050 |
| 繰延税金資産小計 | 19,796 |
| 評価性引当額 | △8,754 |
| 繰延税金資産合計 | 11,041 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △11,306 |
| その他 | △548 |
| 繰延税金負債合計 | △11,855 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △813 |

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|---|-----------------|--------------------|-----------------------|--------|-------|--------|
| 子会社 | 株式会社 トーヨータイヤジャパン | 所有 直接100.00% | 当社製品の 販売等 | 当社製品の 販売 (注1) | 40,501 | 売掛金 | 19,390 |
| 子会社 | Toyo Tire U.S.A. Corp. | 所有 間接100.00% | 当社製品の 販売等 | 当社製品の 販売 (注1) | 45,301 | 売掛金 | 15,871 |
| 子会社 | Toyo Tire Canada Inc. | 所有 間接100.00% | 当社製品の 販売等 | 当社製品の 販売 (注1) | 10,377 | 売掛金 | 6,393 |
| 子会社 | Toyo Tire Europe GmbH | 所有 直接100.00% | 当社製品の 販売等 | 当社製品の 販売 (注1) | 14,306 | 売掛金 | 4,391 |
| 子会社 | オリエント工機株式会社 | 所有 直接100.00% | 当社生産 設備の仕入 等 | 当社生産 設備の仕入 (注1) | 2,287 | 未払金 | 535 |
| 子会社 | Toyo Tire North America Manufacturing Inc. | 所有 間接100.00% | ロイヤリテ ィの受取等 | ロイヤリテ ィの受取 (注1) | 35,929 | 売掛金 | 9,240 |
| 子会社 | Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd | 所有 直接100.00% | 資金の援助 | 資金の貸付 (注2) | 14,587 | 長期貸付金 | 14,793 |
| 子会社 | Toyo Automotive Parts (USA) ,Inc. | 所有 直接100.00% | 資金の援助 | 資金の貸付 (注2) | 11,796 | 長期貸付金 | 13,037 |
| 子会社 | 株式会社エフ・ティ ー・ジー | 所有 直接100.00% | 資金の貸借 | 資金の借入 (注3) | 588 | 短期借入金 | 3,711 |
| 子会社 | Toyo Tire Serbia d.o.o. Beograd | 所有 直接100.00% | 増資の引受 | 増資の引受 (注4) | 13,927 | - | - |

(注1) 価格等の取引条件は市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

(注2) Toyo Automotive Parts (USA) ,Inc.及びToyo Tyre Malaysia Sdn Bhdに対する資金の貸付についての返済条件は個別契約により期間を設定しており、金利については現地市場調達レートをベースに設定しております。また、取引金額は、期中平均残高を記載しております。なお、Toyo Automotive Parts (USA) ,Inc.に対する当該貸付金に対しては、貸倒引当金を設定しており、当期に2,527百万円を繰入れ、当期末における残高は13,037百万円であります。

(注3) 株式会社エフ・ティー・ジーとの資金の貸付・借入については、極度貸付・借入契約であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は、資金貸付・借入が反復的に行われているため期中の平均残高を記載しております。

(注4) 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 1,095円79銭

1株当たり当期純利益 148円20銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他]

該当事項はありません。

[ご参考] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。